

2016年7月15日 全11頁

新たな株式報酬(譲渡制限付株式)の導入等

業績連動報酬の連動対象指標に ROE・ROA 等が含まれることの明確化も

金融調査部 主任研究員
金本悠希

[要約]

- 2015年6月から適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードは、経営陣にインセンティブを与えるため、報酬として自社株を付与する方法を提言している。これを踏まえ、経済産業省の研究会は、近年欧米で普及している、一定期間の譲渡制限が付された株式を経営陣に付与する形式の株式報酬（リストラクテッド・ストック。譲渡制限付株式）を導入するための手続きを明確化した。
- 平成28年度税制改正では、譲渡制限付株式の税制上の扱いに関する規定が整備された（適用は平成28年4月1日から）。譲渡制限付株式は、交付時点ではなく、譲渡制限が解除された時点で、交付された役員に収入が発生し、交付した会社には損金算入が認められることとなる。
- 同改正では、会社に損金算入が認められる役員給与である「利益連動給与」について、連動対象となる指標に ROE や ROA 等が含まれることも明確化された。

1. 譲渡制限付株式・業績連動報酬の導入の経緯と概要

(1) コーポレートガバナンス・コードにおける役員報酬に関する記述

近年コーポレートガバナンスの強化が求められており、東京証券取引所が「コーポレートガバナンス・コード」¹を策定し、2015年6月から適用が開始されている。「コーポレートガバナンス・コード」は、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、経営陣の報酬について以下のように記載し、経営陣へのインセンティブ付けのために自社株を付与することについて触れている。

¹ 日本取引所グループウェブサイト参照

(<http://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/code.pdf>)

【原則 4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

「…経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。」

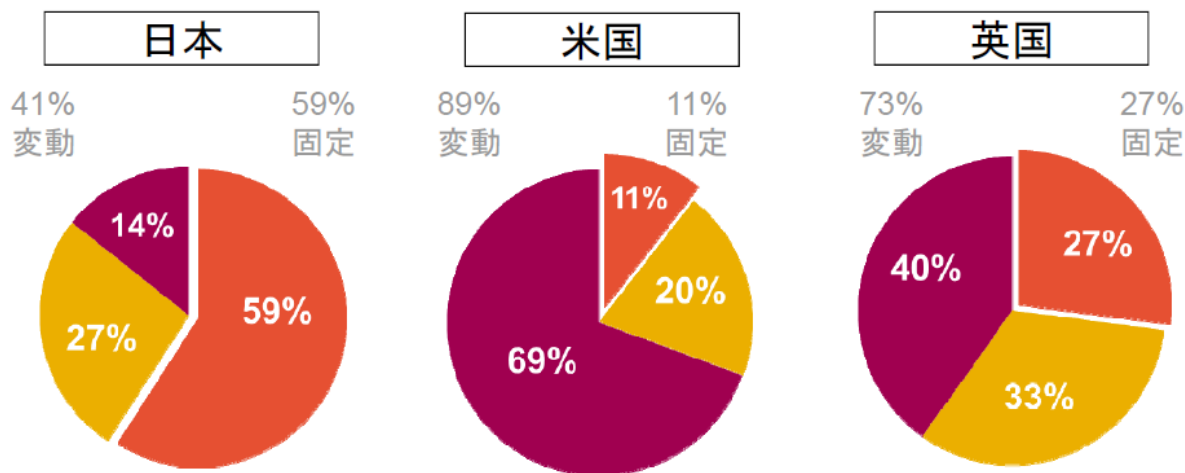
補充原則

「4-2① 経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」

(2) 「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」による検討

「コーポレートガバナンス・コード」を踏まえ、経済産業省に設けられた「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」が、中長期的な企業価値向上に向けたコーポレートガバナンスの実践を実現するための検討を行った。その中で、我が国企業の役員報酬は依然として固定報酬中心であり、英米と比較して業績連動報酬や株式報酬の割合が低いことが明らかにされた（図表 1 参照）。

図表 1 日米英 CEO 報酬比較（売上高等 1 兆円以上企業）



■基本報酬 ■業績連動賞与 ■長期インセンティブ(株式報酬等)

※固定報酬＝基本報酬、変動報酬＝業績連動賞与＋長期インセンティブ(株式報酬等)

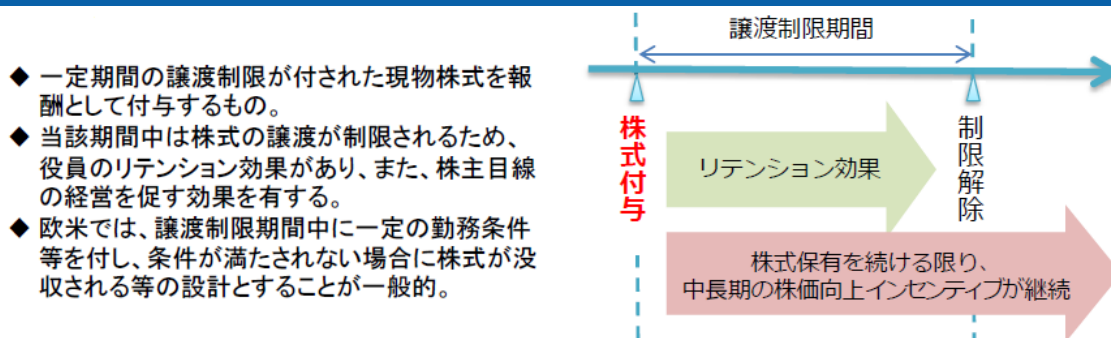
(出所) タワーズワトソン「第 13 回コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」発表資料

同研究会は 2015 年 7 月に報告書を公表し²、その中で、欧米では、我が国でも普及している

² 経済産業省ウェブサイト参照 (<http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150724004/20150724004.html>)。

ストックオプション形式の株式報酬に加え、株式を交付する形式の株式報酬が発展してきていることを指摘している。具体的には、リストラクテッド・ストック（Restricted Stock）と呼ばれる、一定期間の譲渡制限が付された株式報酬や、パフォーマンス・シェア（Performance Share）と呼ばれる、中長期的な業績目標の達成度合いによって交付される株式報酬である。これらの株式報酬により、役員には中長期的に株価を向上させるインセンティブが働くこととなる。また、役員が一定の勤務条件を満たさないときや会社が一定の業績を達成しない場合には、役員から譲渡制限付株式を没収するという設計がされていることが一般的とされている。

図表2 リストラクテッド・ストックの概要



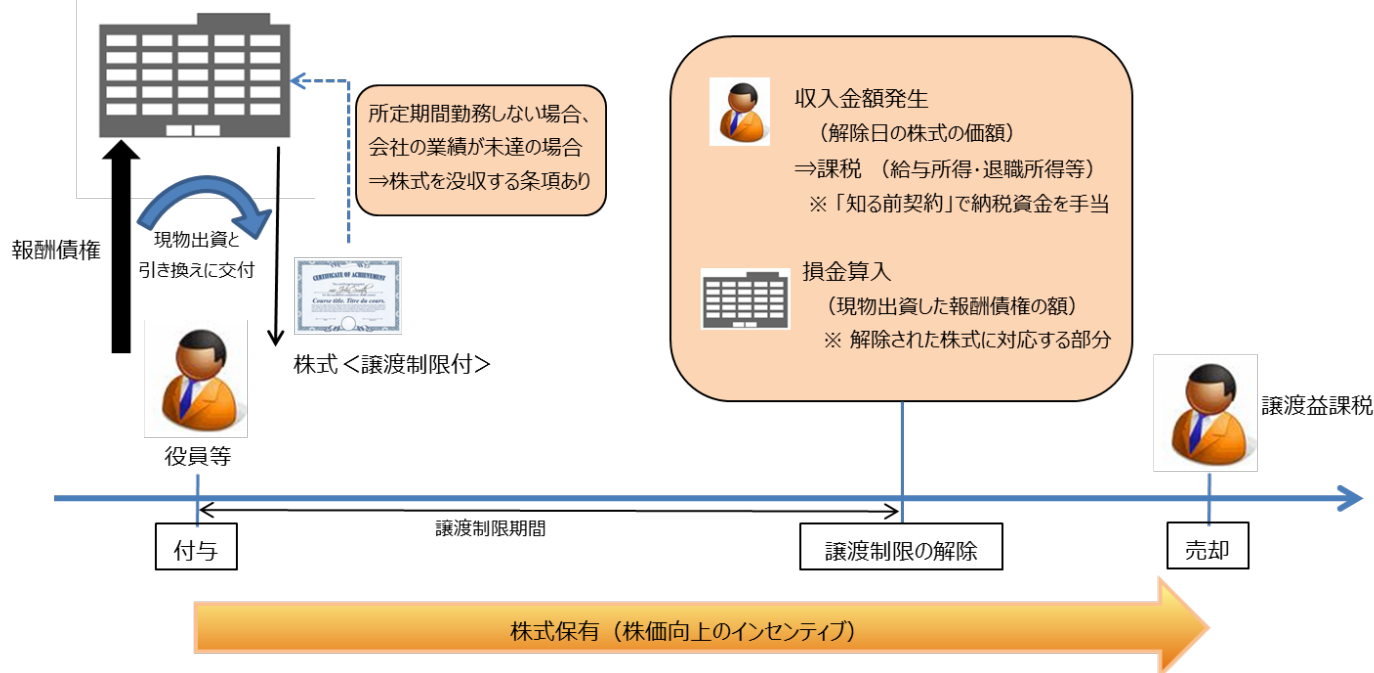
(注) 経済産業省「『攻めの経営』を促す役員報酬 ～新たな株式報酬（いわゆる『リストラクテッド・ストック』）の導入等の手引～」(平成28年6月3日時点版)

これらの株式報酬については、我が国でも信託を用いた同様の仕組みが導入され始めている。ただ、上記報告書は、役員に直接株式を交付して上記と同様の株式報酬を付与できるよう、株式報酬の付与に関する法的問題点を検討した。具体的には、会社法により、株式発行に際して現物出資（金銭以外の財産の出資）をする場合は、「当該財産の価額」を定めることが求められている（会社法第199条第1項第3号）ため、会社に対する労務の提供を出資の目的とすることが認められるか明らかでないという問題がある。そこで、上記報告書は、会社が役員に金銭報酬債権を付与し、役員が当該金銭報酬債権を払い込むという方法を提示し、株式報酬として役員に株式を交付するための手続きを明確化した。

(3) 平成28年度税制改正による規定の整備

平成28年度税制改正では、上記の株式報酬の税制上の扱いについて規定が整備された。会社が譲渡制限付株式を役員に交付した場合に関して、役員の所得税の扱いは、**譲渡制限解除時に収入が発生**することとされた。会社の法人税の扱いは、譲渡制限付株式が損金算入が認められる役員報酬に追加され、役員に収入が発生した時点（**譲渡制限解除時**）に**損金に算入**されることとされた。また、欧米での事例を参考にして、一定の勤務条件や業績条件を満たさない場合には、役員から譲渡制限付株式を没収（無償取得）するという条件が定められている必要があることとされた（平成28年4月1日以後に交付決議がされた特定譲渡制限付株式に適用）。

図表3 譲渡制限付株式のイメージ



(注) 上記は典型例のイメージ (親会社の株式を交付する場合について、後述 2(1) 参照)。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

さらに、平成 28 年度税制改正では、業績連動報酬についての規定も整備された。業績連動報酬の一種である「利益連動給与」は法人税法において損金算入が認められており、連動の対象指標が改正前は「利益に関する指標」と定められていたため、営業利益・経常利益等以外が連動対象指標と認められるか明確ではなかった。この点について、改正により、「利益連動給与」の連動の対象指標の範囲として、ROE や ROA 等の一定の利益関連指標が含まれることが明確化された (平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用)。

なお、2016 年 4 月に、上記の税制改正も踏まえ、経済産業省が譲渡制限付株式の導入等についての手引 (『攻めの経営』を促す役員報酬 ～新たな株式報酬 (いわゆる『リストラクテッド・ストック』) の導入等の手引～)。以下、「手引」という) を公表している (同年 6 月に改訂版を公表)³。また、2016 年 6 月には、国税庁が所得税基本通達⁴・法人税法基本通達⁵を改正し、譲渡制限付株式の税務上の扱いを明確化した。

³ 経済産業省ウェブサイト参照 (<http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160428009/20160428009.html>)。

⁴ 国税庁ウェブサイト参照 (<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/160630/index.htm>)。

⁵ 国税庁ウェブサイト参照 (<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/160628/index.htm>)。

2. 譲渡制限付株式

(1) 「特定譲渡制限付株式」の定義

前述の税制措置の対象となる譲渡制限付株式（「特定譲渡制限付株式」）は、以下の条件を満たす株式とされている（改正後の法人税法第54条第1項、改正後の法人税法施行令第111条の2第1項～第3項）。平成28年4月1日以後に交付に係る決議（決議が行われない場合には交付）がされた特定譲渡制限付株式に適用される（附則第24条）。

図表4 特定譲渡制限付株式と認められる条件

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①役員等から役務提供を受ける会社、又はその完全親会社（※1）の株式（※2）であること</p> <p>②一定期間の譲渡制限（※3）が設けられていること</p> <p>③会社が株式を没収（無償取得）する事由として、勤務条件が達成されないこと（※4）、又は業績条件が達成されないこと（※5）が定められていること</p> <p>④役務提供の対価として役員等に生ずる債権の給付と引き換えに交付されること（※6）</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（※1）株式の交付直前から譲渡制限期間終了の時まで、完全親子会社の関係が継続することが見込まれていることが必要。

（※2）（株式以外の形態の）出資も認められる。

（※3）担保権の設定その他の処分に関する制限を含む。

（※4）株式の交付を受けた役員等が所定の期間勤務を継続しないこと、若しくは役員等の勤務実績が良好でないこと、その他の勤務の状況に基づく事由。

（※5）会社の業績があらかじめ定めた基準に達しないこと、その他の会社の業績その他の指標の状況に基づく事由。

（※6）その他、役員等に給付されることに伴って、役務提供の対価として役員等に生ずる債権が消滅すること。
（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

上記について補足すると、まず①については、特定譲渡制限付株式は、役員等が役務を提供する会社の株式だけではなく、その完全親会社等の株式も認められる（一方、その親会社等、他の関連会社の株式は認められない）。②について、譲渡制限の期間は特段定められていない⁶。譲渡制限の方法や、期間経過後の譲渡制限の解除の方法も特段規定されておらず、（i）会社と役員等との間で譲渡制限の契約を締結する方法や、（ii）譲渡制限が付された（及び一定期間後に普通株式に転換されることで、譲渡制限が解除されるよう設計された）種類株式を発行する方法が想定されている。

③は、役員等が所定の期間勤務を継続しなかった場合や勤務実績が良好でない場合、又は会社の業績があらかじめ定めた基準に達しなかった場合に、株式を会社が没収（無償取得）するための条項である。また、無償取得する方法は特段規定されておらず、（i）会社と役員等との

⁶ 経済産業省の手引では、「中期経営計画の対象期間のサイクルと一致させて3年～5年といった期間を設定すること等が考えられます」とされている。

契約による方法や、(ii) 種類株式に取得条項を付与する方法が想定されている。

④は、典型的には役員等の金銭報酬債権の現物出資と引き換えに交付される株式が該当する。なお、役務の提供を受ける会社の完全親会社の株式を交付する場合は、役務の提供を受ける会社に対して役員等が有する金銭報酬債権を、(i) 完全親会社に対して現物出資する方法や、(ii) 完全親会社が債務引受を行って役員等が完全親会社に対して有する債権に転換し、それを役員等が完全親会社に対して現物出資する方法が想定されている。

なお、特定譲渡制限付株式を交付する方法には、新株発行も自己株式の処分も認められる。また、配当や議決権に関して、経済産業省の手引では、議決権、配当受領権を有していてもよいとされている（「手引」の第1 Q1-7 参照）。

(2) 交付対象者の範囲

特定譲渡制限付株式の交付対象者は、会社に役務の提供を行う「個人」とされている（改正後の法人税法第54条第1項）。よって、役員だけでなく従業員も含まれる⁷。また、会社との間に雇用契約のない「顧問」⁸や、外国人等の「非居住者」⁹も認められる（ただし、非居住者に交付した場合は、会社側に損金算入が認められない（後述））。

(3) 税務上の扱い

(ア) 役員側の税務上の扱い

特定譲渡制限付株式を交付された役員等に対する所得税の課税時期について、所得税法上の収入金額が発生するのは、**譲渡制限が解除された日**である（改正後の所得税法基本通達 23～35 共-5 の3）。また、収入金額は、**譲渡制限が解除された日における価額**とされる（改正後の所得税法施行令第84条第1項）。所得税法上の所得の種類は、会社との間の雇用契約またはこれに類する関係に起因する場合は給与所得とされ、譲渡制限が退職に起因して解除された場合は退職所得（給与所得よりも課税が軽減）とされる¹⁰（改正後の所得税法基本通達 23～35 共-5 の2）。

譲渡制限解除時に課税がなされることとなり、納税資金を手当てする必要が生じるが、インサイダー取引規制のため保有株式を売却できない場合も想定される。「手引」では、このような場合に備えて、インサイダー取引規制の例外として重要事実の公表前に株式の売却が認められる、いわゆる「知る前契約」（金融商品取引法第166条第6項第12号）¹¹の活用により、「譲

⁷ ただし、別途労働法に関する検討が必要と考えられる。

⁸ 一般的には、会社との間には、雇用契約ではなく業務委託契約が締結される。

⁹ 「非居住者」は、「居住者以外の個人」と定義され（所得税法第2条第1項第5号）、「居住者」は「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人」と定義されている（所得税法第2条第1項第3号）。そのため、「非居住者」には外国に居住する日本人も含まれる。

¹⁰ 個人の営む業務に関連して特定譲渡制限付株式が譲渡された場合は、事業所得または雑所得とされる（改正後の所得税法基本通達 23～35 共-5 の2）。

¹¹ 業務等に関する重要事実を知る前に締結されたその上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約。

渡制限解除日に一定比率の株式を売却する旨を事前に定めておくといった実務上の工夫も考えられます」としている（「手引」の第1 Q6-2 参照）。

なお、「手引」では、「譲渡制限付株式の交付に先だって付与される報酬債権には、課税関係は発生しません」とされている（「手引」の第1 Q3-1 参照）。一方、譲渡制限解除後に株式を売却する時点で、株式の譲渡による所得が申告分離課税¹²の対象となる。よって、例えば株式の価額が譲渡制限解除時に3,000万円で売却時に3,500万円に値上がりした場合を考えると、譲渡制限解除時に3,000万円が給与所得・退職所得等の収入金額として課税の対象となり¹³、売却時に値上がり益の500万円が譲渡所得の収入金額として申告分離課税の対象となる。

（イ）会社側の税務上の扱い

（A）損金算入の要件

会社が役員に支払う給与は、いわゆるお手盛りを防ぐため、損金に算入されるものが、（i）定期同額給与、（ii）事前確定届出給与、（iii）利益連動給与に限定されている（法人税法第34条第1項）。平成28年度税制改正で、以下の条件を満たす、将来の役務の提供に係る特定譲渡制限付株式が（ii）事前確定届出給与に追加された（改正後の法人税法第34条第1項第2号、改正後の法人税法施行令第69条第2項）。また、事前確定届出給与は原則として税務署に届け出る必要があるが、特定譲渡制限付株式は届出が不要とされた。

◇職務執行の開始日（※1）から1カ月を経過する日までに、株主総会等（※2）で以下の定めを行う旨の決議がなされること

一当該決議の日から1カ月を経過する日までに、その役員の金銭報酬債権の額に相当する特定譲渡制限付株式を交付すること

（※1）原則として、定時株主総会の日（「手引」の第1 Q2-3 参照）。

（※2）法人税法上は「株主総会、社員総会その他これらに準ずるもの」とされているが、株主総会の委任を受けた取締役会を含むと考えられる（「手引」の第1 Q2-3 参照）。

上記を踏まえ、「手引」では、特定譲渡制限付株式の交付スケジュールを次ページ（図表5）のように想定している。

特定譲渡制限付株式を発行する際には、図表5の（注2）にも記載されている通り、有価証券届出書の提出等のディスクロージャー規制が適用される。この点について、金融庁は2016年6月24日に、特定譲渡制限付株式の割り当ては、役員等に対する報酬の支給の一種であることを

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条に詳細が定められている。

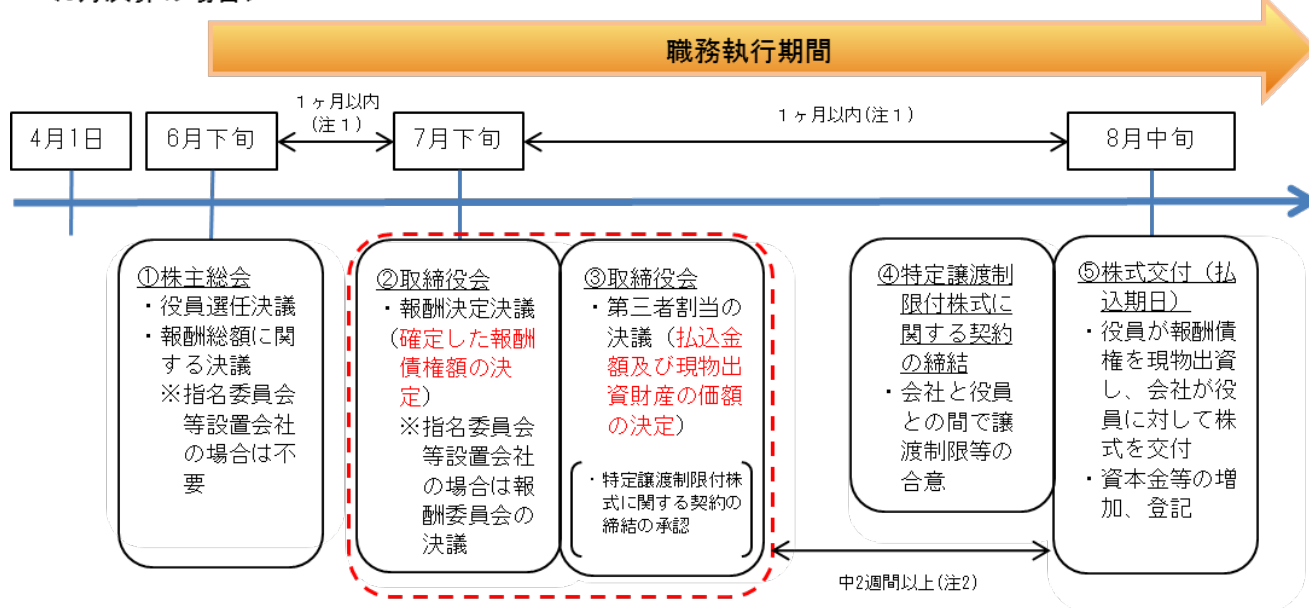
¹² 税率20%（所得税15%、住民税5%）を適用した上で、復興特別所得税（申告所得に対する所得税額総額の2.1%）の額を加算した額が課税される。

¹³ 給与所得・退職所得の場合、会社による源泉徴収の対象となるため（所得税法226条）、役員等は税額分を会社に支払う必要があると考えられる。

考慮し、第三者割当の定義から除外し、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とする、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表した¹⁴。改正後の規定が、2016年7月下旬以降に公布・施行される予定である。

図表5 特定譲渡制限付株式の交付に関する想定スケジュール

<3月決算の場合>



【②、③の取締役会について】

- 法人税法上、損金算入できる「特定譲渡制限付株式」は、②の取締役会時点で報酬債権の額が確定している必要があります。
- 第三者割当に際して現物出資する報酬債権の額は③の取締役会で決議した額となります。

「②報酬決定決議」と「③第三者割当決議」を同一の取締役会で決議するなど、報酬債権額と払込金額に同一の株価を参照させることで、「②報酬決定決議」の額（事前確定届出給与として決議された報酬債権の額）と株式の交付に際して現物出資する額が一致しなくなるといった事態を防ぐことが可能となります。

なお、株価の参照方法としては、例えば取締役会決議日の前取引日の終値等の株価を参照する方法が考えられます。

注1：事前確定届出給与として損金算入するためには職務の執行の開始の日（原則、定時株主総会の日）から1月を経過する日までに株主総会等（株主総会の委任を受けた取締役会を含むものと解されます。）の決議により取締役個人別の確定額報酬についての定め（その決議の日からさらに1月を経過する日までに、その職務につきその役員に生ずる債権の額に相当する特定譲渡制限付株式を交付する旨の定め）に限り、その定めに従って交付されることが要件とされています（法人税法施行令第69条第2項）。

注2：会社法第201条参照。なお、第三者割当の手続やスケジュールの検討に当たっては、会社法のほか、有価証券届出書の提出や適時開示の要否等、金融商品取引法や取引所規則等の規制も考慮する必要があります。

（出所）経済産業省『『攻めの経営』を促す役員報酬～新たな株式報酬（いわゆる『リストラクテッド・ストック』）の導入等の手引～』（平成28年6月3日時点版）

¹⁴ 金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20160624-3.html>)。

(B) 損金算入の時期と額

役員等に付与された特定譲渡制限付株式が損金算入される時期は、役員等に給与所得等¹⁵の収入金額が生じた日とされており（改正後の法人税法第 54 条第 1 項）、これは前述のように、**譲渡制限が解除された日**である（改正後の所得税法施行令第 84 条第 1 項）。役員等が非居住者である場合、役員等に所得税法上の給与所得等の収入金額が生じたとは言えないため、損金算入の対象とはならない（改正後の法人税法第 54 条第 2 項。「手引」の第 1 Q2-6 参照）。また、会社が役員等から特定譲渡制限付株式を無償取得した場合も、その部分については役員等に給与所得等の収入金額が生じたとは言えないため、損金算入の対象とはならない（改正後の法人税法第 54 条第 2 項。「手引」の第 1 Q2-8 参照）。

損金算入される額は、原則として、特定譲渡制限付株式の交付と引き換えに役員等が現物出資した金銭報酬債権の額¹⁶である（会社が役員等から無償取得した部分は除かれる）。

なお、確定申告の際、特定譲渡制限付株式の交付時の 1 株当たりの価額、交付数、その事業年度において譲渡制限が解除された数等を記載した明細書を確定申告書に添付しなければならない（改正後の法人税法第 54 条第 3 項）。

(4) 会計処理

会社が役員等に金銭報酬債権を付与し、役員等からその金銭報酬債権の現物出資を受け、その引き換えに特定譲渡制限付株式を交付する場合の会計処理は、付与した金銭報酬債権相当額を前払費用等の科目で資産計上し、現物出資された金銭報酬債権の額を資本金等（資本金及び資本準備金）として計上することとなると考えられる（「手引」の第 1 Q5 参照）。

特定譲渡制限付株式の交付後は、「現物出資等をされた報酬債権相当額のうちその役員等が提供する役務として当期に発生したと認められる額を、対象勤務期間（＝譲渡制限期間）を基礎とする方法等の合理的な方法により算定し、費用計上（前払費用等の取崩し）することが考えられます」とされている（「手引」の第 1 Q5 参照）。

¹⁵ 給与所得、事業所得、退職所得または雑所得（法人税法施行令第 111 条の 2 第 4 項）。

¹⁶ 前述のように、役員等に発生する収入金額は、譲渡制限が解除された日における株式の価額であり、会社の損金算入額（現物出資された金銭報酬債権の額）とは異なることとなる。

3. 業績連動報酬の連動対象指標の拡大

前述のように、平成 28 年度税制改正で、業績連動報酬の一種である「利益連動給与」¹⁷の連動対象となる指標として、以下が含まれることが明確化された（改正後の法人税法第 34 条第 1 項第 3 号、改正後の法人税法施行令第 69 条第 8 項、改正後の法人税法基本通達 9-2-17 の 2、9-2-17 の 3）。平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税に適用される（附則第 21 条）。

図表 6 利益連動給与の連動対象指標と具体例

	連動対象指標（※1）	具体例（※2）
①	利益の額	営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益
②	利益の額に、減価償却費・支払利息等の費用の額を加算し、または受取利息等の収益の額を減算して得た額	EBITDA（利払・税引・減価償却前当期利益）
③	①または②の指標を発行済株式数（※3）で割った額、または同指標が以下の金額に占める割合 ◇売上高等の収益の額 ◇支払利息等の費用の額 ◇総資産の帳簿価額 ◇自己資本（※4）の帳簿価額	EPS（1株当たり当期純利益）、売上高営業利益率、ROA（総資産利益率）、ROE（自己資本利益率）
④	確定値に対する増加額または比率	当期利益（前期比）、当期利益率（計画比）、営業利益率（前期他社比）、営業利益率（当期他社比）
⑤	①～④の指標に準ずる指標	EBIT（利払・税引前当期利益）、ROCE（使用資本利益率）、ROIC（投下資本利益率）、部門別営業利益

（※1）自社の有価証券報告書に記載されるものに限る。また、②～⑤は、利益に関する指標に限られ、売上、株価、配当及びキャッシュ・フローは該当しない。

（※2）「手引」の第 2 Q1 参照。また、「手引」では、上記の他「利益に一定の調整を加えた『修正 ROE』、『平準化 EBITDA』や『潜在株式調整後 EPS』なども対象に含まれます」とされている。

（※3）自己株式を除く。

（※4）総資産の帳簿価額から総負債（新株予約権に係る義務を含む）の帳簿価額を控除した金額。

（出所）経済産業省『『攻めの経営』を促す役員報酬～新たな株式報酬（いわゆる『リストラクテッド・ストック』）の導入等の手引～』（平成 28 年 6 月 3 日時点版）等より大和総研金融調査部制度調査課作成

利益連動給与は、「他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること」が要件とされている（法人税法第 34 条第 1 項第 3 号イ(1)）。この要件について、「手引」では「例えば、営業部門担当役員については営業利益を指標とし、財務部門担当役員については ROE を指標とする等、役員の職務の内容等に応じて有価証券報告書に記載されている指標を用いて合理的に定められている場合には、役員ごとに指標が異なることを妨げるも

¹⁷ 支給額の算定方法が連動対象指標を基礎とした客観的なものであり、その内容が有価証券報告書への記載等により開示されていることが必要（法人税法第 34 条第 1 項第 3 号イ）。

のではないと解されています」とされている（「手引」の第2 Q2 参照）。

また、連結財務諸表を提出している持株会社が、連動対象指標として連結財務諸表の指標を用いることについて、「手引」では「連結ベースでの利益の状況に基づき株主等から評価がなされていることなどから、一定の合理性があると考えられます」とされている（「手引」の第2 Q4 参照）。

(以上)